

令和3年5月31日
自動車局 整備課
安全・環境基準課

「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体^{※1}と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり^{※2}、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

※1 別紙1に記載； ※2 強化月間…6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- 政府広報ラジオ番組への出演。 ※JFN系全国38局ネットで放送予定
- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙5）の協力による、バス車両への広報横断幕の掲示。

2. 街頭検査の実施（強化月間中132回を計画）

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。 ※コロナウイルス感染症の状況により中止等の可能性有

〔不正改造車の例〕



違法マフラー（バイク）



フロントガラスへの指定外ステッカーの貼付



タイヤはみ出し車両

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置し、窓口に通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキの送付

【問い合わせ先】自動車局整備課 藤境・川崎・渡部（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）・03-5253-8599（直通）

自動車局安全・環境基準課 秋月・鈴木（排出ガス等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42523）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。